

I 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成 18（2006）年 4 月に、障害者自立支援法（平成 17（2005）年法律第 123 号。以下「自立支援法」という。）が施行され、市町村は、障害福祉計画を策定し、必要な障がい福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することが定められました。本村では、平成 23（2011）年度に「第 1 期障がい者福祉計画」を策定しましたが、障がい者福祉に関する法制度等は大きく変化しています。

自立支援法が改正され平成 25（2013）年 4 月から施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「総合支援法」という。）では、障がい者の範囲に難病患者等が加えられたほか、基本的人権を持つ個人として尊重され、どこで誰と暮らすのかを自分で選択できることなどが盛り込まれました。また、平成 28（2016）年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28（2016）年法律第 65 号）が成立し、障がい児支援のニーズの多様化への対応等が盛り込まれ、平成 30（2018）年度から障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

また平成 28（2016）年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、障がいを理由とする差別解消の措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。さらに令和 4（2022）年 5 月からは、全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的とした「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和 4（2022）年法律第 50 号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されています。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な社会的影響や、激甚化する自然災害への対策など、日常生活の様式が大きく変化しています。こうした変化の中で、障がいのある人が取り残されることのないよう配慮しながら、障がい福祉施策を進めていくことが求められています。

2 計画の目的

この計画は、障害者基本法（昭和 45（1970）年法律第 84 号。以下「基本法」という。）、総合支援法及び児童福祉法（昭和 22（1947）年法律第 164 号）に示された国の基本指針に基づき必要事項を定め、南箕輪村第 5 次総合計画基本計画（以下「村総合計画」という。）に掲げた主要施策（①障がい福祉サービスの充実、②生活環境の向上・情報提供、③社会参加と自立支援）の一層の充実を図り、それを実現することを目的とします。

また、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、村が取り組むべき基本的施策の方向を定めるものです。

3 計画の性格・位置づけ

南箕輪村は、制度変更や現状の評価を踏まえ、令和 8（2026）年度の福祉サービス等の目標を設定した「南箕輪村障がい者福祉計画」を策定します。この計画は、今後必要となる福祉サービスの確保のための方策を定め、村の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、村総合計画、南箕輪村地域福祉計画に即して策定するものです。

「南箕輪村障がい者福祉計画」は、基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」、総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

また、国の「障害者基本計画（第 5 次）」、「長野県障がい者プラン 2018」の内容を踏まえ策定します。

4 計画の期間

(1) 計画の期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。南箕輪村障がい者計画と南箕輪村障がい福祉計画は第7期、南箕輪村障がい児福祉計画は第3期とします。

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
計画 期間	前期計画								
				障がい者計画(第7期) 障がい福祉計画(第7期) 障がい児福祉計画(第3期)					
							次期計画		

(2) 計画の進行管理

本計画における成果目標・活動指標等の数値目標は、1年に1回その実績を把握し、必要に応じて障がい者福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、計画の変更や事業の見直し等を行います。

5 「障がい者」「障がい児」の定義

この計画の障がい者とは、基本法第2条第1項に規定する、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害及びその他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的な妨げにより継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また、障がい者のうち、満18歳に満たない児童を障がい児とします。

